

2020年4月1日

東京工業大学 アダプティブコンピューティング研究推進体
ブログ記事の著作権についての取扱い

1. 本規約は、著作者が保有するすべての著作権（著作権法27条・28条を含む）をACRiに譲渡することに関するガイドラインを定めることを目的とする。
2. 本件著作物は、ACRiから依頼を受けてブログに執筆する記事とする。記事の題名、内容および様式は契約時に別途定める。
3. 著作者は、本件著作物について、ACRiに対して著作者人格権を行使しないものとする。ACRiは、出版にあたって著作権者の表示を削除しないものとする。著作者は、著作者の所属および氏名の表記に変更が生じた場合は、修正を求めることができる。
4. 著作者は、本件著作物が第三者の知的財産権を侵害していないことを保証する。
5. ACRiは、著作者に対して、本件著作物の譲渡の対価を支払うものとする。
6. 前項の対価によって、ACRiは、Web公開による著作物の一次使用、表現に関する軽微な修正、ACRiが主催するセミナーにおける配布資料への印刷、およびセミナーにおける講師による使用ができる。
7. 海外出版のための翻訳、紙媒体の出版が行われた場合、他媒体への使用再許諾を行う場合、その他、単行本などの二次著作物を出版する場合は、ACRiは元著作者に既定の二次使用著作権料を支払う。
8. 本規約は、著作者が本件著作物の執筆前に所有していた著作物に関する権利に影響を与えるものではなく、著作者が本件で執筆した内容と同様の内容で新たな著作物を作成することを妨げない。
9. 本規約に定めのない事項、または疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い、著作者およびACRiが協議し、円満な解決を図る努力をするものとする。

2020.04.01 「多媒体」を「他媒体」に修正